

児童福祉施策の動向

～ 次代を担う子どもを支える ～

2016年9月16日

於 ヘボンクラブ

明治学院大学学長 松原康雄

子ども・子育て家庭をめぐる状況

- 少子化
- 子どもの貧困
- 非行
- 子ども虐待

少子化

- 出生数 平成26年100万3千 8年連続減少(平成27年は若干増)
- 15才未満の子ども 1617万人 34年連続減少
- 第1次ベビーブーム期(昭和22~24年)に生まれた女性が出産したことにより、46~49年には第2次ベビーブームとなり、1年間に200万人を超える出生数であった。しかし、第2次ベビーブーム世代の出生数がのびず、第3次ベビーブーム(想定平成13年前後)は出現しなかった。

子育て支援の展開

- 2015年～
子ども子育て新制度
教育・保育の連携拡充
11制度の実施

表1 子ども・子育て支援新制度の概要				
施設型給付	認定子ども園	0～5歳	幼保連携型 幼稚園型 保育所型 地方裁量型	
	幼稚園	3～5歳		
	保育所	0～5歳		
	地域型保育給付		小規模保育 家庭的保育 居宅訪問型保育 事業所内保育	
地域の実情に応じた子育て支援	利用者支援事業			
	地域子育て支援拠点事業	0～3歳		
	一時預かり事業	*	* = 地域によって 対象年齢が異なる	
	乳幼児全戸訪問事業	0～4ヶ月		
	養育支援訪問事業	*		
	子育て短期支援事業	*		
	ファミリー・サポート・センター事業	*		
	延長保育事業	0～6歳		
	病児保育事業	*		
	放課後児童クラブ	小1～小6		
	妊婦検診			

子どもの貧困

- 平成24年度 子どもの貧困率
16.3%
就学援助を受ける小中学生 15.6%
- 一人親家庭の子どもの貧困率
54.6%

相対的貧困率＝所得中央値の50%を下回る
所得しか得ていない者

子ども食堂・学習支援

- 学習支援と生活支援のつながり
- 子ども食堂のひろがり
朝日新聞 2016年7月1日
全国で319ヶ所
食事の提供だけではなく、子どもの居場所

非行

- 非行の概念

非行そのものは法律用語ではない。

犯罪行為時に14才以上 犯罪少年

14才未満 触法少年、ぐ犯少年（将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年）

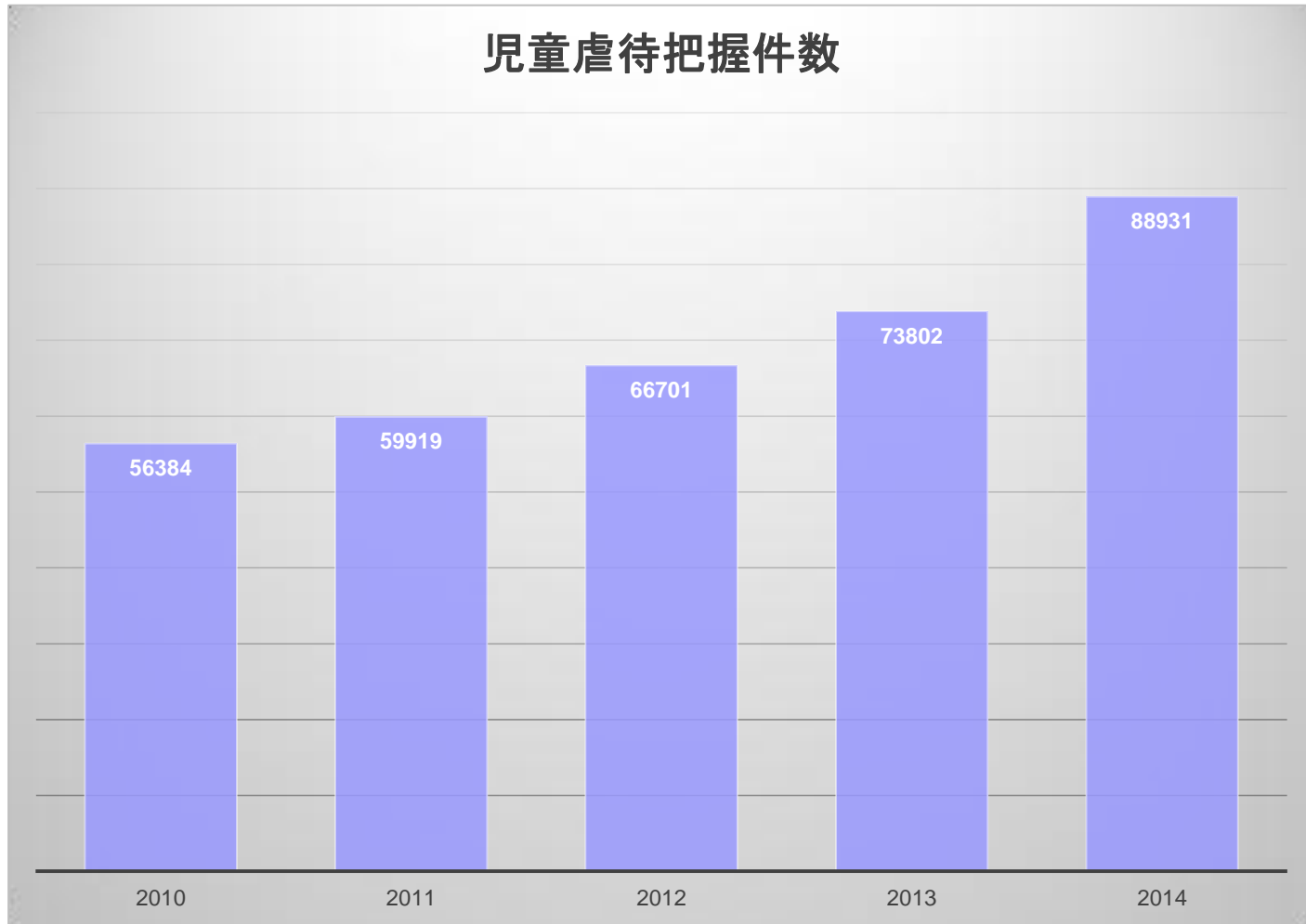
少年非行の動向

- 少年刑法犯 検挙人員は 平成26年は48,361人。触法少年補導数は、11,864でいずれも減少傾向が継続している。
- 人口比(千人あたり)も6.8人と減少している。
- 14歳を区分年齢として、14歳未満は児童福祉対応と14歳～19歳までは少年司法対応とにわかれる。
- 川崎・埼玉事件の教訓
子どもの居場所 会って話すことができる「大人」の
不存在

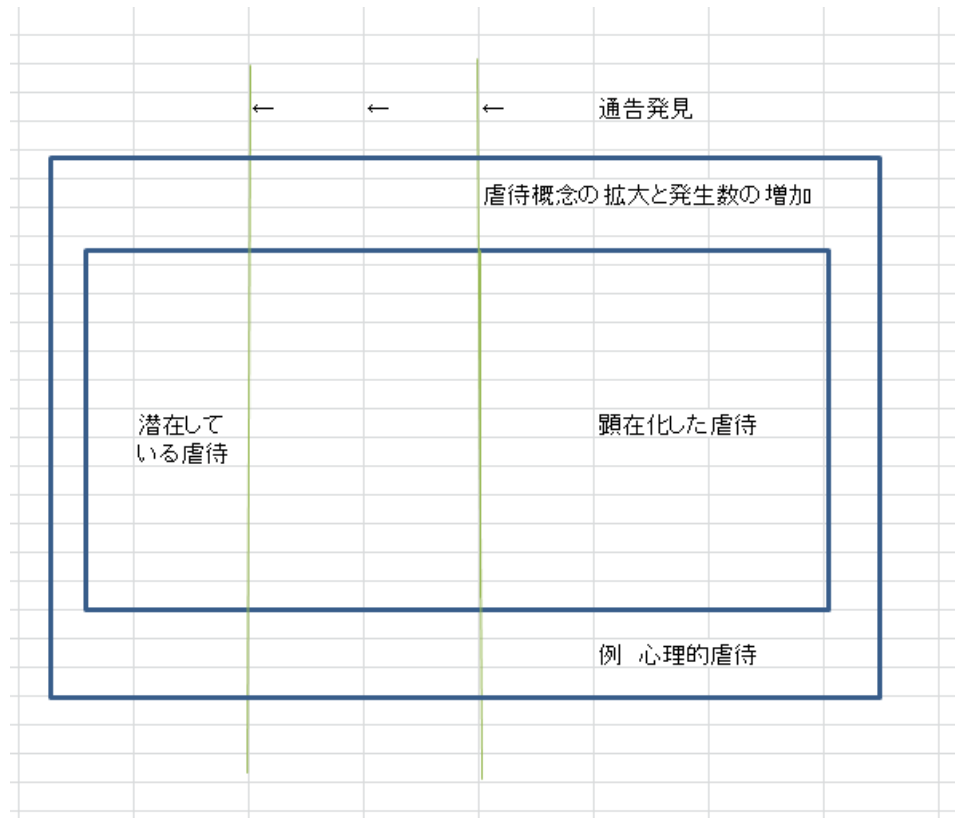
子ども虐待

- 把握件数の増加
- 潜在している虐待に関する示唆
- 介入の強化と支援の拡大
- 死亡事例検証が明らかにしてきたこと
- 子どもの「声」を聴く重要性
- 2015年は約10万3千件(103,260)

増加する虐待把握件数(全国)



虐待相談対応件数の増加要因



児童福祉法の改正・公布

- 平成28年5月27日 児童福祉法等の一部を改正する法律案 成立
- 平成28年6月 3日 児童福祉法等の一部を改正する法律 公布
- 施行
公布日、平成28年10月1日、平成29年4月1日（市町村の拠点整備）

改正児童福祉法改正（2） 第1条・第2条

- 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。 第1条
- 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。 以下 略 第2条

国・都道府県・市町村の役割

- 国・地方公共団体から国・都道府県・市町村の役割規定へ
- 児童相談所を設置する特別区は2重の役割が期待される

← 措置

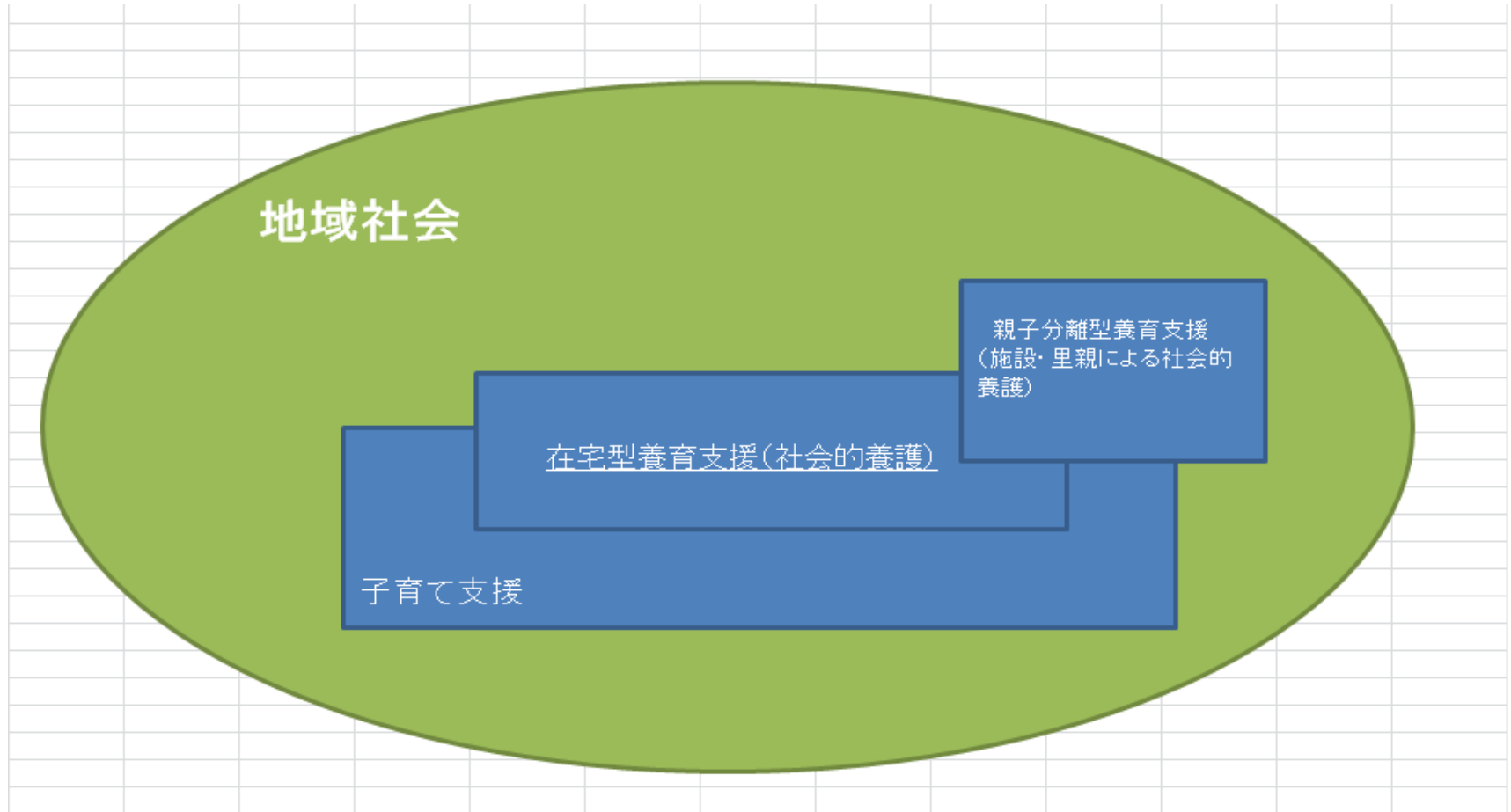
身近な場所での継続的支援

対応機関の区分の可否

児童福祉法改正(3)地域での支援

- 市町村における支援拠点
子育て世代包括支援センター(母子保健法)
母子保健サービスの充実
- 要保護児童対策調整機関に専門職の配置を義務付け ← 研修受講義務化

子育て支援・社会的養護・地域社会の支援



児童福祉法改正(4) 児童相談所の強化

- 設置自治体の拡大(特別区・中核市)
- 児童福祉司の増員・スーパーバイザーの配置・弁護士[○]の配置・児童心理司の配置基準化
- 児童相談所の指導措置委託先に市町村を追加
等

(続) 児童相談所職員配置

- 児童福祉司は人口比(4~7万人)+全国対応件数平均との差異
- 児童福祉司5人に一人スーパーバイザー
- 児童心理司は児童福祉司2人に1人以上
- 医師または保健師1人以上
- 弁護士(常勤)の現実性

今後の課題(1)

- 市町村の体制整備と担い手の確保・育成
- 公務員定数削減の動きと職員増の必要性
- 保育所整備と人口の偏在
- 財源確保

今後の課題(2)

- 児童相談所の体制の強化
- 専門職(医師・保健師・弁護士)の確保
- 職員(児童福祉司・児童心理司)の増員
- 研修による専門性向上

今後の課題(3)

- 子どもの意見表明

- 子どもの声を聴く

日常生活のなかで

社会的養護の場のなかで

子どもの本音が聴ける存在の必要性

今後の課題(4) 親子分離

- 養育家庭(家庭と同様の環境における養育)
特に短期里親や専門里親
世代交代システムの模索
- 社会的養護関係施設の小規模化と職員の労働条件
- 親子再統合支援

社会的養護の現状 (1)施設数、里親数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万6千人。

里親		家庭における養育を里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリーホーム	養育者の住居において家庭養護を行う(定員5~6名)	
		区分	養育里親	9,441世帯	3,560世帯	4,636人		ホーム数	223か所
(里親は重複登録有り)	専門里親	7,489世帯	2,840世帯	3,526人	ファミリーホーム	養育者の住居において家庭養護を行う(定員5~6名)	ホーム数	223か所	
	養子縁組里親	652世帯	157世帯	209人					
	親族里親	2,706世帯	223世帯	227人					
	親族里親	477世帯	460世帯	674人					
							委託児童数	993人	

施設	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	133か所	601か所	38か所	58か所	247か所	118か所
定員	3,872人	33,579人	1,779人	3,791人	4,936世帯	789人
現員	3,022人	28,183人	1,314人	1,524人	3,542世帯 児童5,843人	440人
職員総数	4,462人	15,920人	960人	1,769人	2,049人	519人

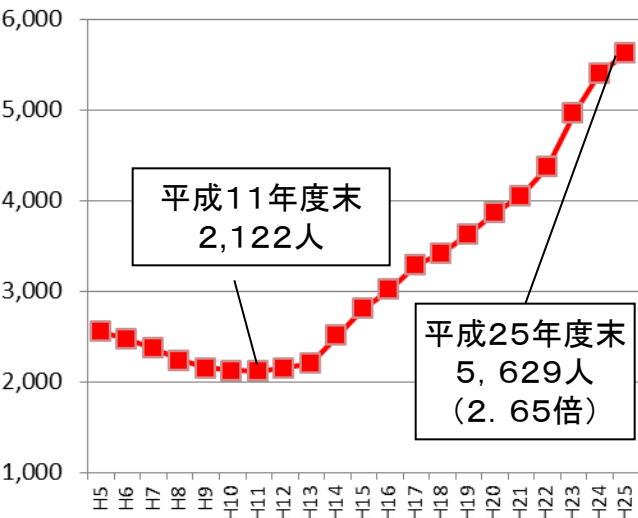
小規模グループケア	1,078か所
地域小規模児童養護施設	298か所

※里親数、FHホーム数、委託児童数は福祉行政報告例(平成26年3月末現在)
 ※施設数、ホーム数(FH除く)、定員、現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(平成26年10月1日現在)
 ※職員数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(平成25年10月1日現在)
 ※自立援助ホームの職員数は家庭福祉課調べ(平成26年3月1日現在)
 ※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

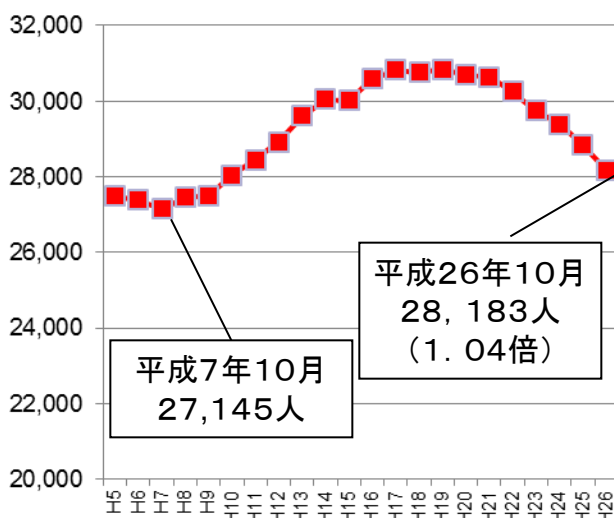
(2)要保護児童数の推移

ここ十数年で、里親等委託児童数は約2.7倍、児童養護施設の入所児童数は微増、乳児院が約2割増となっている。

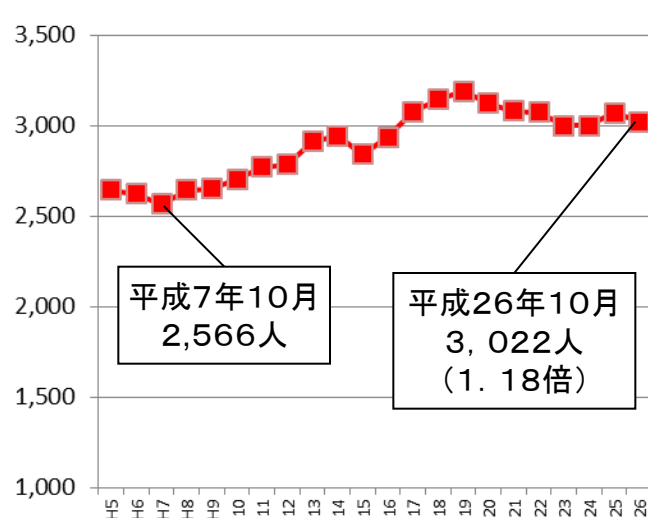
○ 里親・ファミリーホームへの委託児童数



○ 児童養護施設の入所児童数

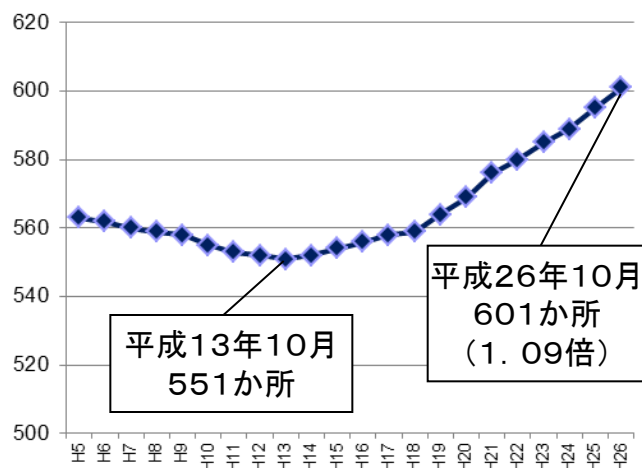


○ 乳児院の入所児童数

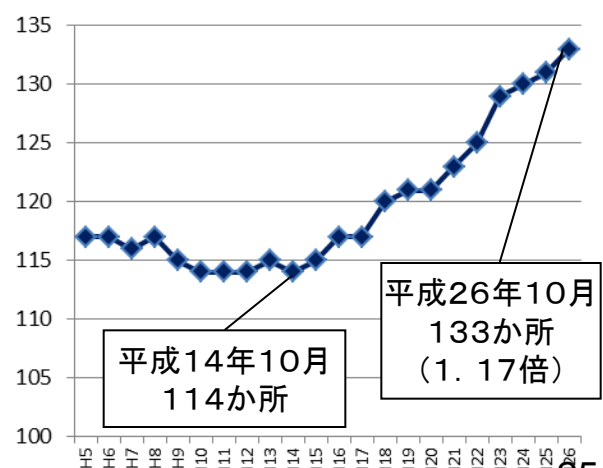


(注)児童養護施設・乳児院については各年度10月1日現在(社会福祉施設等調査、平成21年度以降は家庭福祉課調べ)
里親・ファミリーホームについては、各年度3月末日現在(福祉行政報告例)

○ 児童養護施設の設置数



○ 乳児院の設置数



(5) 里親等委託率の推移

- 里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度
- 里親等委託率は、平成14年の7.4%から、平成26年3月末には**15.6%**に上昇
- 少子化社会対策大綱(平成27年3月閣議決定)において、家庭的養護の推進を図るため、ファミリーホームを含めた里親等委託率を、平成31年度までに**22%**に引き上げる目標

年度	児童養護施設		乳児院		里親等※1		合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合 (%)	児童数 (人)	割合 (%)
平成14年度末	28,903	84.7	2,689	7.9	2,517	7.4	34,109	100
平成15年度末	29,214	84.0	2,746	7.9	2,811	8.1	34,771	100
平成16年度末	29,750	83.3	2,942	8.2	3,022	8.5	35,714	100
平成17年度末	29,765	82.5	3,008	8.4	3,293	9.1	36,066	100
平成18年度末	29,808	82.2	3,013	8.3	3,424	9.5	36,245	100
平成19年度末	29,823	81.8	2,996	8.2	3,633	10.0	36,452	100
平成20年度末	29,818	81.3	2,995	8.2	3,870	10.5	36,683	100
平成21年度末	29,548	80.8	2,968	8.1	4,055	11.1	36,571	100
平成22年度末	29,114	79.9	2,963	8.1	4,373	12.0	36,450	100
平成23年度末	28,803	78.6	2,890	7.9	4,966	13.5	36,659	100
平成24年度末	28,233	77.2	2,924	8.0	5,407	14.8	36,564	100
平成25年度末	27,465	76.2	2,948	8.2	5,629	15.6	36,042	100

※1 「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム(養育者の家庭で5~6人の児童を養育)を含む。
ファミリーホームは、平成25年度末で223か所、委託児童993人。多くは里親、里親委託児童からの移行。

※2 平成22年度は福島県分を加えた数値。

(資料)福祉行政報告例及び家庭福祉課調べ(各年度末現在)

里親等委託率

年長児童のケア

- 成人年齢の検討はあるにしても、現状18・19歳の未成年に対する虐待は深刻
- 高校生年齢の子どもの通学保障
- 自立支援（自立援助ホームの確保）
- 高校生年齢以降の一時保護場所の確保
- 今回児童福祉法改正では20歳未満まで対応可能となった

公私協働

- 公的機関だけでは対応が限界にきているなかで、民間活動団体との協働が必要
- 民間団体の存在は、要保護家庭にとっても重要

子どもの声を聴く

- 年齢・成長発達状況によって自分の考えを述べることができない

代弁の必要性

- 大人には話せない

ななめの関係

- うざい・面倒 友達がいるから

ピアグループの育成と見守り

- 友達にも話せない

明治学院による貢献

- 奨学金の拡充
- 内なる国際化プロジェクト(社会学部・教養教育センター)の進展

大学のグローバル化を促進するにあたって、グローバル化には少なくとも2つの方向性があることを確認する必要があります。ひとつは伝統的な国際化で、国際社会に対する貢献や競争力強化に向けた動きがこれに相当します。一方、日本国内に目を向けると、急速に進む人口減少社会において、すでに多くの外国につながる人たちが生活しています。この「内なる国際化」にも対応した人材を育成することは、大学としての責務といえます。明治学院大学はこれまで、英語教育の強化や留学促進施策の推進によって、前者の国際化に対応した教育実践を積極的に行ってきました。本プロジェクトはこれに加えて、後者の「内なる国際化」に対応することで、文化や宗教、民族といった従来の枠組みを超えた、多様な価値観を理解できる学生の育成を図ることを目的としています。また、外国につながる人たちを包摂した共生社会の担い手として、移民問題やこれに付随する人権問題に対しても鋭い洞察力をもった学生の育成を図ります。これによって真の意味での日本社会のグローバル化に貢献します。 本学ホームページより

さらなる貢献の可能性を求めて

- 学習支援への参画から明治学院独自企画へ
- 愛星保育園との協働拡充
- 幼稚園・小学校設立という展望
- スポーツ活動を通じた地域の子どもへの貢献(野球教室・サッカー教室)などの拡大
- 英語塾の定着

おわりに

子育てをしやすい街、子どもが豊かに育つことができる街、それはすべての住民にとって暮らしやすい街

子どもの力、家族の力への信頼